



## 【景観形成重点地区の上乗せ基準】

### 西海岸 リゾート 地区

| 高さ及び配置  | 敷地の緑化   |   |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物・工作物の高さは12m以下とする。ただし、高さ12m以上の既存建築物・工作物の建替えの場合は、既存の高さを超えないこと</li> <li>建築物は、地形になじむスカイラインに配慮し、垂直に伸びる高層形態を避け、可能な限り階数を押さえること</li> <li>建築物の配置やボリュームは、自然景観になじむよう、分節化・分棟化等の工夫を行うこと</li> </ul> | <p>【敷地】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地面積（建築物の建築面積、工作物の築造面積を除く）の50%以上を緑化するとともに、前面道路等の公共空間から見える場所に配置すること</li> <li>緑化する際はできる限り現地の植生（在来種）を用いること</li> <li>屋外駐車場においては、緑化ブロック等により、できるだけ多くの部分を緑化すること</li> <li>開発許可申請または建築確認申請の際に、緑化計画（様式は問わない）を提出し、村と事前協議すること</li> </ul> <p>【垣・柵・塀等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の境界を囲う場合は、生け垣とするか、海岸の自然景観と調和する素材を用いるとともに、緑化すること</li> </ul> |   |
| 形態・意匠   | 色彩  | 素材  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸線や周辺の自然景観になじむよう、形態・意匠を工夫すること</li> </ul>  | <p>【屋根・外壁】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一団のリゾート拠点として調和のとれた色彩とすること</li> <li>開発許可申請または建築確認申請の際に、色彩計画（様式は問わない）を提出し、村と事前協議すること</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>ホテル・旅館その他観光関連施設等の建築物は、本村または本県の景観特性を特徴づける地場産材を多用すること</li> </ul> |